平成２１年（フ）第４３１号
愛知県岩倉市旭町１丁目22番地１　岩倉グリーンハイツＢ棟508号
債務者　山下　友美
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４５７号
愛知県一宮市大和町毛受字北河原38番地１
債務者　金田　清子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１０８２号
京都府相楽郡精華町桜が丘４丁目37番地16　ヴェルリバージュ203号
債務者　伊川　聖二
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５１８号
京都市伏見区向島津田町162番地の８
債務者　成田　妙子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６４２号
京都市伏見区京町２丁目234番地　パル京町203号
債務者　平井こと　阿村　絹代
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６９４号
京都市伏見区小栗栖北後藤町１番地　府営住宅北後藤団地９―502
債務者　山本　　修
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７２２号
京都府長岡京市馬場見場走り20番地の24
債務者　前田　芳明
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７４０号
京都府長岡京市下海印寺上内田53番地16　山望ハイツ303
債務者　市川　直樹
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５８号
京都府福知山市字猪崎754番地の76
債務者　古関　仁美
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第６２号
京都府綾部市青野町西青野33番地の１
債務者　中村良こと　文　　雲珍
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第２９０号
香川県高松市川島東町303番地７
債務者　蓮井　籍夫
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３４６号
香川県高松市上林町807番地13
債務者　中山美知子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１８６号
長崎県諫早市高来町名196番地13
債務者　小﨑　清史
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１８７号
長崎県諫早市高来町船津144番地　さざんかハイツＶ101号
債務者　松岡　真紀
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１８８号
長崎県大村市西大村本町404番地２、前住所　長崎県大村市坂口町432番地19
債務者　坂口　周造
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１９０号
長崎県諫早市多良見町木床1013番地35、前住所長崎県諫早市船越町1073番地13
債務者　大町　勝男
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１９２号
長崎県諫早市白木峰町613番地
債務者　杉森　悦子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１９３号
長崎県諫早市白木峰町613番地
債務者　杉森　信也
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係